

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三号）（衆議院提出）要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定するとともに、平成二十九年十二月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 二、平成三十年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については平成二十九年四月一日から適用し、二については平成三十年四月一日から施行すること。